

三次市こども計画（案）の概要

第Ⅰ部 計画の策定にあたって （計画書 P1）

【計画策定の趣旨】

本市に生まれ育つすべてのこどもが健やかに育ち、誰もが安心して子育てができるまちをめざし、こども施策を総合的に推進します。

【計画の位置づけ】

「三次市子どもの未来応援宣言」における取組基本方針を包含し、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「こどもの貧困解消対策推進計画」と一体のものとして策定します。

【計画期間】

令和7年度～令和11年度（5年間）

【計画の対象】

この計画は、すべてのこどもと子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体を対象とします。なお、本計画の「こども」とは、心身の発達の過程にある者としてします。

第Ⅲ部 事業計画 （計画書 P104）

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果や「現在の利用状況」「利用希望」などを踏まえて、計画期間における「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み（必要利用数）」を設定し、それに対する「確保の内容や実施時期（確保方策）」を設定しました。

○教育・保育

○地域子ども・子育て支援事業

①延長保育事業、②一時預かり事業、③ファミリー・サポート・センター事業、④子育て短期支援事業、⑤病児・病後児保育事業、⑥地域子育て支援拠点事業、⑦利用者支援事業、⑧乳児家庭全戸訪問事業、⑨養育支援訪問事業、その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業、⑩妊婦健康診査、⑪放課後児童健全育成事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑭子育て世帯訪問支援事業、⑮児童育成支援拠点事業、⑯親子関係形成支援事業、⑰妊婦等包括相談支援事業、⑱乳児等通園支援事業、⑲産後ケア事業

第Ⅱ部 こども・子育て支援の基本的な考え方 （計画書 P73）

【計画の基本理念】

すべてのこどもの笑顔かがやくまち みよし

～こどもが健やかに育ち、誰もが安心して子育てができるまちをめざして～

【基本理念の考え方】

○こどもは次代を担う大切な存在である。

○こどもの権利が保障される社会のもとで、一人ひとりの人格・個性を尊重し、こどもの最善の利益を図る視点に立つ。

○すべてのこどもが自分らしく将来にわたって幸せな生活を送ることができる。

○こどもの貧困の解消を図り、良好な成育環境を確保する。

○子育ては家庭が第一義的に責任を有するという認識を大切にしつつも、こどもを安心して産み育てることができるよう、社会全体で子育てを支えるまちづくりを推進する。

【基本目標】

1 すべてのこどもの健やかな育ちへの支援

こどもたちの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべてのこどもたちが健やかに成長でき、一人ひとりの個性や権利が尊重される環境づくりに取り組みます。

2 安心して産み育てられる環境づくり

妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を充実させ、子育てに関する様々な不安や負担を解消し、男女が互いに協力して子育てに関わりながら、安心して妊娠・出産・子育てができるような環境づくりに取り組みます。

3 地域全体で子育てを支える環境づくり

保護者の多様なニーズ、ライフスタイルに応じた様々な保育サービスを提供し、地域における子育てを支援します。また、地域社会におけるあらゆる構成員が、こどもや子育てに対する関心や理解を深めて、それぞれの役割を果たすとともに、子育ての見守りや手助けに積極的に参加できるまちづくりを進めます。

第Ⅳ部 計画の推進 （計画書 P122）

【計画の推進体制】

市は計画の推進主体として、こども政策を総合的かつ計画的に推進します。家庭や地域、教育・保育関係機関、事業所等、関係する各機関等が適切に連携・協働し、施策を推進します。

【進捗状況の管理・評価】

PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき、計画を推進します。三次市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検、評価等を行い、その結果について公表します。

【取組の施策体系図】

基本理念

基本目標/施策

主な取組

すべてのこどもの笑顔がやまみよし
～こどもが健やかに育ち、誰もが安心して子育てができるまちをめざして～

1

すべてのこどもの健やかな育ちへの支援

施策(1)健やかな育ちのための支援

①質の高い教育・保育の推進 ②教育・保育環境の整備・充実 ③多様な遊びや体験活動の充実
④次代を担うこども・若者の育成 ⑤こどもが権利の主体であることの啓発

施策(2)児童虐待防止対策の充実・ヤングケアラーへの支援

①虐待の予防的支援と早期対応 ②関係機関との連携強化と相談体制の充実
③ヤングケアラーへの支援

施策(3)経済的困難を抱える家庭への支援

①安心できる相談体制と情報発信の充実 ②就学支援の充実 ③多様な体験機会の確保
④経済的支援

施策(4)ひとり親家庭の自立支援の充実

①母子・父子自立支援員による相談・就労支援 ②自立のための総合的支援

施策(5)支援を必要とするこどもへの支援

①障害や発達に課題のあるこども等への支援 ②こどもの悩みに対する支援
③連携強化による一貫した支援

2

安心して産み育てられる環境づくり

施策(1)妊娠から子育て期までの切れ目のない支援

①切れ目のない保健・医療の提供 ②子育て相談支援 ③子育て情報提供の充実

施策(2)相談支援体制の充実

①安心できる相談体制と情報発信の充実

施策(3)子育てにかかる経済的負担の軽減

①子育て家庭の経済的負担の軽減

施策(4)多様なライフスタイルに応じた子育て環境の推進

①共育での推進 ②仕事と子育ての両立支援

3

地域全体で子育てを支える環境づくり

施策(1)地域におけるこども・子育て支援の推進

安心して子育て
ができる地域子
ども・子育て支
援事業

①延長保育事業 ②一時預かり事業 ③ファミリー・サポート・センター事業
④子育て短期支援事業 ⑤病児・病後児保育事業 ⑥地域子育て支援拠点事業
⑦利用者支援事業 ⑧乳児家庭全戸訪問事業
⑨養育支援訪問事業、その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業
⑩妊婦健康診査 ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業
⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰妊婦等包括相談支援事業
⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ⑲産後ケア事業

施策(2)地域で見守り育む環境の推進

①多様な居場所づくり ②ふるさとへ愛着を育む環境の推進 ③安全・安心に過ごせる環境の推進
④家庭教育支援